

小牧市人・農地プラン（東部地区）

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(3回目)	更新年月(4回目)	更新年月(5回目)	更新年月(6回目)	更新年月(7回目)
小牧市	東部地区	平成25年3月	平成26年3月	平成27年2月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年〇月

1. 地域の人と農地の現状

- ・果樹生産が盛んである。
- ・耕作面積を拡大すると作業人員も増加させなければならぬため、農地集積を進めることが困難。

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

近い将来農地の出し手となる者(氏名)	年齢	現状 【令和元年度】		計画 【令和6年度】		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
才	才	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
才	才	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
才	才	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

※ 具体的な農地の貸付け等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

担い手への農地集積・集約化や後継者確保が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はない

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状 【令和元年度】		計画 【令和6年度】		農地中間管理機構からの借入れ希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	活用が図られる施策				備考
					経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)			農業次世代人材投資資金(開始年度)	スーパー・農業者(開始年度)	農業者(開始年度)	農業者(開始年度)	
認識		55 才	2 名		0.2 ha	0.2 ha	0.2 ha	0.2 ha		6次産業化	○	○	○		
認識		40 才	2 (3) 名		20,000 羽	20,000 羽	20,000 羽	20,000 羽			○	○	○		
認識		72 才	2 (10) 名		水稲	5.5 ha	水稲	6.3 ha			○	○	○		
認識		70 才	3 (3) 名	有	果樹(ぶどう)	1.3 ha	果樹(ぶどう)	1.3 ha			○	○	○		
認識		41 才	3 (20) 名		果樹(ぶどう)	1.5 ha	果樹(ぶどう)	1.5 ha		高付加価値化	○	○	○		
認識		63 才	5 (6) 名	有	水稲	47.0 ha	水稲	52.0 ha			○	○	○		
認識		56 才	3 (2) 名		果樹(柿)	0.7 ha	果樹(柿)	1.3 ha			○	○	○		

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表 者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有 無	現状 〔令和元年度〕		計画 〔令和6年度〕		農地中間管 理機構からの 借入希望の 有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 近コスト化・ 法人化 等の取組 年度	活用が見込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			農業次世 代人材育 成事業 (関係型)	スパー ー資金の 金利負担 軽減措置	経営体 の専 業 業	その他 ()	
認識	■■■■	64 才	4 (5) 名	有	果樹 (ぶどう)	1.3 ha	果樹 (ぶどう)	1.3 ha		H22	○	○			
認識	■■■■	66 36 才	3 (5) 名		果樹 (柿) (柿) (みかん)	1 0.1 0.1 ha	果樹 (柿) (柿) (みかん)	1.2 0 0.1 ha			○	○		■■■■	
認識	■■■■	68 才	3 (1) 名	有	水稲 果樹 (いちじく) (柿)	3.5 0.1 0.1 ha	水稲 果樹 (いちじく) (柿)	3.5 0.2 0.1 ha			○	○			
認識	■■■■	52 才	3 (2) 名	有	果樹 (柿)	2.0 ha	果樹 (柿)	2.0 ha		H19	○	○			
認識	■■■■	38 才	4 (30) 名		果樹 (ぶどう)	1.7 ha	果樹 (ぶどう)	1.7 ha		H26 H23	○	○			
認識	■■■■	72 才	2 名		水稲 果樹 (柿) (柿)	1.2 1.06 0.1 ha	水稲 果樹 (柿) (柿)	1.5 1.05 0.1 ha			○	○			
認識	■■■■	69 才	5 (2) 名		水稲 野菜 果樹	5.2 0.16 0.05 ha	水稲 野菜 果樹	7.9 0.25 0.1 ha			○	○			
認識	■■■■	39 才	3 名		水稲	2.8 ha	水稲	15.0 ha			○	○			
認識	■■■■	66 才	3 名		水稲 果樹 野菜	0.53 0.15 0.04 ha	水稲 果樹 野菜	2.5 0.15 0.24 ha			○	○			
認識	■■■■	32 才	3 名		果樹 (ぶどう)	1.2 ha	果樹 (ぶどう)	1.3 ha			○	○			

【 記載上の注意 】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、業種・地域において営農活動を行う認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある兼営農者、市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体などの農業者がはいり、当該農業者の意向を踏まえた上で位置付けます。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「実」、兼営農業者は「法」、兼営農業者は「法」、認定新規就農者は「新」と記載します。
- ※ 「経営体」には、法人経営、兼営農業者など組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
- ※ 組織経営体の構成員については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同様。)
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同様。)
- ※ 「新規就農・6次産業化」等の取組については、経営体(経営体)の取組を記載し、取組の目的(経営体)を記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営体)の有効活用(関係型)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する果樹支援事業などの施策の内容、経営体(経営体)の取組内容(特筆すべき事項等)があれば記載します。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / **中心経営体はいるが十分ではない** / 中心経営体がない

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散経営を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	

農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に統合一体化されることから、農地中間管理事業への円滑な移行と活用を視野に入れ、農地集積や耕作放棄地解消を目指す。
また、農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組む。

※変更前/農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組む。

5. 4)についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
担い手の分散経営を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
その他[右欄に自由に記載]	○

新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図るが、農地中間管理事業を活用していく。

※変更前/新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図るが、農地中間管理機構活用の要望があれば検討していく。

6. 今後の地域農業の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・モモ栽培サポーター養成講座を利用した新規就農の促進や、担い手の確保に重点を置いた話し合いを進めるとともに、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や果樹をはじめ、さまざまな品目の6次産業化の促進も実施する。 ・将来、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協とともに連携を図りながら、地域農業の振興を目指す。

小牧市人・農地プラン（西部地区）

市町村名	兼業/地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(3回目)	更新年月(4回目)	更新年月(5回目)	更新年月(6回目)	更新年月(7回目)
小牧市	西部地区	平成25年3月	平成26年3月	平成27年2月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年〇月

1. 地域の人と農地の現状

- ・水稲を中心とした農家が多い。
- ・東部地区に比べて農地集積の促進が進めやすいが、農地の出し手の同意を得ることが難しい地区である。

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

(国、和歌山県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、某落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。)

近い将来農地の出し手となる者(氏名)	年齢	現状 【令和元年度】		計画 【令和6年度】		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構への貸付希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
才	才		ha		ha	ha		ha
才	才		ha		ha	ha		ha
才	才		ha		ha	ha		ha

※ 具体的に農地の貸付け等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

2. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	後継者の有無	現状 【令和元年度】		計画 【令和6年度】		農地中間管理機構からの借入れ希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・法人化・法人化等の取組	活用が見込まれる施策				備考
						経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)			農業次世代人材投資事業(開始型)	スーパージンコ・利得型	経営体育成支援事業	その他()	
認識法		71才	6才(5)	名	有	探卵鶏	9,000羽	探卵鶏	9,000羽			〇	〇			
認識法		48才	4才(1)	名		水稲	21ha	水稲	26ha			〇	〇			
認識法		67才	5才(2)	名	有	養豚	1,300頭	養豚	2,000頭			〇	〇			
認識法		72才	3才(3)	名	有	水稲	6.3ha	水稲	7.2ha			〇	〇			
認識法		69才	52才	2名		水稲 野菜	4.0 0.2ha	水稲 野菜	6.0 0.3ha			〇	〇			H30.3月より共同申請
認識法		63才	5才(6)	名	有	水稲	47.0ha	水稲	52.0ha			〇	〇			
認識法		45才	4才(6)	名		水稲 野菜	83.0 3.9ha	水稲 野菜	81.0 5.4ha			〇	〇			

属性	経営者・代表者の年齢	経営者・代表者の人数	後継者の有無	現状 【令和元年度】		計画 【令和5年度】		新経営者・高付加価値化・複合化・法人化・協同化等の取組	活用が見込まれる施策						
				経営内容 (作目)	経営規模 (ha、取組等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、取組等)		農業者・法人・団体 の取組 (開始型)	スーパード 資金の金 利負担 減額	経営者 育成 事業	その他 ()			
認知	62	1		施設野菜 (トマト)	0.12 ha	施設野菜 (トマト)	0.16 ha	新規就農							

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域を中心とする経営体」には、旗指、地域において営業活動を行う認定農業者、認定新規就業者、法人化や農地利用集積を行う意欲のある兼営農、市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体などの農業者がおり、当該農業者の意向を確証した上で位置付けます。
- ※ 「経営体」には、認定農業者は「経営体」、法人は「法」、兼営農は「兼」、認定新規就業者は「認定」と記載します。
- ※ 「経営体（氏名）」には、法人経営、兼営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下記活動如きで組織経営体の代表者名を記載します。
- ※ 親経営者の構成員である認定農業者については、以下の計画欄については、その全ての認定農業者の「氏名・氏名」を記載します。
- ※ 「新規就農・6次産業化」等は、経営体原簿に記載する。以下の内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金（経営体活用促進交付金）耕作放棄地更生利用緊急交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する農業者などの施設の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

3. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / **中心経営体はいるが十分ではない** / 中心経営体がない

4. 将来の農地利用の在り方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散集団を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	

農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業に結合一体化されることから、農地中間管理事業への円滑な移行と活用を視野に入れ、農地集積や耕作放棄地解消を目指す。

※変更前/農地利用集積円滑化事業を利用していくと同時に、農地中間管理機構の活用を視野に入れ、農地集積や耕作放棄地解消を目指す。

5. 4についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
担い手の分散集団を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
その他[右欄に自由に記載]	○

当地区は、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、農地中間管理事業に随時移行していく。

※変更前/当地区は、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、農地中間管理機構活用の要望があれば検討していく。

6. 今後の地域農業の在り方

- ・農地の出し手の同意を得ることが難しい地区であるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく。
- ・高齢化による担い手の確保や、新規就農の促進も同時に行う必要があるため、農地集積と同様に進めていき、農業者や県、農協と連携を図りながら、地域農業の振興を目指す。

